

高等教育機関における編入学制度の考察

鈴木 克 夫
(私立大学通信教育協会)

【要旨】

平成10年6月の学校教育法改正によって、専門学校修了者の大学への編入学が認められた。しかし、この制度改正の副産物として、これまで曖昧だった編入学の概念が整理されるとともに、逆に編入学制度の不備や矛盾が浮き彫りになった。

学校教育法に規定された編入学は、種類の異なる上位の学校への途中入学であり、同一学校種間の異動については法令上の規定はなく、自由に行える。しかし、種類の異なる下位の学校への途中入学や、種類の異なる学校への中退者の途中入学は認められていない。また、大学校等の修了者の編入学の途は閉ざされている。

学生の流動性（選択の幅）を高め、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進するには（いずれも大学審議会の提言）、複数の高等教育機関を学習者が自由に異動できるような行政上の措置が取られるべきであり、そのための政策提言を行う。

1.はじめに—ボーダレス化する高等教育—

ここ数年、「ボーダレス化」という言葉をよく耳にする。これまで厳然として存在していたはずの境界線がなくなってしまうことを意味しているのだろう¹⁾。高等教育の世界も例外ではない。その背景には、大学改革の進展、IT（情報通信技術）の発達、社会人の学習意欲の増大、生涯学習の浸透、規制緩和など、じつに多くの要因が考えられる。それらが錯綜しながら、高等教育の世界に縦横に張り巡らされていた諸々の境界線をかき消そうとしている。

しかし、一口に「ボーダレス化」といっても、高等教育の「ボーダレス化」には二つの意味がある。

第一の意味は、「教育方法」のボーダレス化、すなわち「通学制」の教育と「通信制」の教育との区分の不明確化ということである。IT、特にインターネットを活用した「遠隔授業」が高等教育機関における授業の方法として位置づけられたことによって、「通学制」でも卒業に必要な単位の約半分を自宅あるいは職場で好きな時間に受講することが可能になった。さらに、「通信制」の大学院が制度化される一方で、すべての授業をインターネットで行う「通学制」の大学院が出現した²⁾。「通学制」と「通信制」の境界線はもはや消えかけている。

第二の意味は、「学習者」のボーダレス化、すなわち学校種間および学生種間の学習者の流動化ということである。具体的には、平成10年6月の学校教育法改正によって、①一定の基準（修業年限が2年以上で課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上であること）を満たす専修学校専門課程、すなわち専門学校を修了した者も大学や短大に編入学できるようになったこと、②当該大学の科目等履修生としての学修期間のうち相当年数を当該大学に入学後の在学年数に通算できるようになったこと、さらに、平成11年8月の学校教育法施行規則の改正によって、③短大、高専、専修学校、各種学校の卒業者や、そ

の他の教育施設の修了者等であっても、各大学院における個人の能力の個別審査によって当該大学院の入学資格を認めることができるようになったことなどである。

そして、「教育方法」のボーダレス化が進むと「学習者」のボーダレス化が促され、「学習者」のボーダレス化がさらに「教育方法」のボーダレス化を促進するという関係が生まれ、両者が車の両輪のように一体となって高等教育のボーダレス化が進んでいくと考えられる。

本稿の目的は、高等教育機関における「学習者」のボーダレス化、とりわけその中核となる編入学制度について政策評価の視点から分析を行い、生涯学習の推進に資する政策提言を行うことにある。編入学について制度的側面から考察した先行研究として、原一雄「編入制度の基本原理と運用上の障壁」がある。しかし、「編入制度は大学設置基準の第 28 条、第 29 条、第 30 条に記された規定に基づいて運用すれば、何等支障が起こる筈はないように見受けられる」とした上で、この制度が活用されていない原因を、①カリキュラム、②単位認定、③学期制度、④入学事務、⑤単線型学校制度などの「運用上の障壁」に求めている。本研究では、編入学制度の法的根拠である学校教育法および同施行規則の問題点を検討し、この制度を政策的視点から考察するものであり、先行研究は見当たらない³⁾。

2. 編入学とは何か

平成 10 年 6 月の学校教育法改正によって、専門学校修了者の大学および短大への編入学が認められたことはすでに述べたとおりである。しかし、この制度改正の副産物として、これまで曖昧だった編入学の概念が整理されるとともに、それによって逆に編入学制度そのものの不備や矛盾が浮き彫りになったと考えられる。

(1) 平成 10 年の制度改正の意味

学校教育法第 69 条の 2⑧は、「第 2 項の大学〔筆者注（以下同じ）：短大のこと〕を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、第 52 条の大学〔短大を除く大学のこと〕に編入学することができる」として、短大から大学への編入学を規定している。また、高専から大学への編入学については、「高等専門学校を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる」（第 70 条の 9）としている。これらに加え、平成 10 年の改正によって、「専修学校の専門課程を修了した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる」（第 82 条の 10）という規定が新たに設けられ、専門学校から大学への編入学が認められた（表 1 参照）。

ここで重要なのは、学校教育法施行規則（平成 10 年 8 月 14 日改正）である。従来、短大から大学への編入学と高専から大学への編入学は一つの規定にまとめられていたが、平成 10 年の改正でそれぞれ独立した規定となった。そして、短大から大学への編入学については、「短期大学を卒業した者は、編入学をしようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる」（第 70 条の 3）とした（傍点は筆者による。以下同じ）。また、高専から大学への編入学については、「高等専門学校を卒業した者は、編入学をしようとする大学の定めると

ころにより、当該大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる」(第72条の6)と規定した。後者は「編入学をしようとする大学」となっていて、「短期大学を除く」とは書かれていない。専門学校から大学への編入学について新たに規定した第77条の8第2項も同様である。さらに、「学校教育法等の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(平成10年8月14日)には、留意事項として「ここである『大学』には短期大学を含む」と明記している。つまり、短大から大学への編入学の施行規則には「大学(短期大学を除く。)」という但し書きがあるが、その他の部分、つまり、単に「大学」と書いてある場合は短大も含めるということなのである。

表1 「編入学」に関する法規改正(平成10年)

	学校教育法 (平成10年6月 12日改正)	学校教育法施行規則 (平成10年8月14日改正)	学校教育法等の一部を改正する 法律等の公布について(通知) (平成10年8月14日)
短期大学から大学への編入学	第2項の大学を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、第52条の大学に編入学することができる。(第69条の2⑧)	<u>改正</u> 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(第70条の3)	第二 専修学校の専門課程の修了者の大学編入学について 1 概要 (3)併せて、高等専門学校から大学及び短期大学への編入学に関する規定と短期大学から大学への編入学に関する規定をそれぞれ独立した規定としたこと(学校教育法施行規則第70条の3、第72条の6)。
高等専門学校から大学及び短期大学への編入学	高等専門学校を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。(第70条の9)	<u>新設</u> 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、 <u>2年以下の期間</u> を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(第72条の6)	2 留意事項 (1)ここである「大学」には短期大学を含む。
専修学校の専門課程から大学及び短期大学への編入学	<u>新設</u> 専修学校の専門課程を修了した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。(第82条の10)	<u>新設</u> 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、 <u>修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間</u> を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。 <u>ただし、在学すべき期間は、1年を下つてはならない。</u> (第77条の8第2項)	

じつは、これまで短大への編入学という概念はないと考えられていた⁴⁾。ところが、上

記のことから、高専の修了者が短大に編入学することは学校教育法上認められていたわけであり、短大への編入学という概念はこれまでもあったことになる。

また、最終年次（大学だと4年次、2年制の短大は2年次、3年制の短大は3年次）への編入学はできないともいわれてきた。ところが、短大から大学への編入学を規定した施行規則によると、「卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除」と書いてあるから、3年制の短大を卒業した者が大学に編入学する場合は4年次に編入学することができるわけである。また、専門学校から大学・短大への編入学の施行規則の最後に、「ただし、在学すべき期間は、1年を下つてはならない」と書いてあるから、逆にいえば1年、つまり最終年次のみでいいということになる。2年制の短大の場合、2年次への編入学しかありえないが、それは最終年次だからできないとなると、短大への編入学という概念そのものがないことになるが、そうではないことがこれでわかる。

このように、平成10年の制度改正は単に専門学校修了者の大学・短大への編入学を認めただけでなく、これまで曖昧だった編入学の概念を整理し明確にしたことは明らかである。

(2)編入学とは「修業年限の通算」である

編入学に関する規定は、学校教育法およびその施行規則に示されているだけで、大学設置基準等にはない。したがって、編入学とは、短大から大学へ、高専から大学・短大へ、そして専門学校から大学・短大への途中入学のことである。ならば、いわゆる「学士入学」はどう位置づけられるのか。また、大学中退者が別の大学に編入学することはどうか。それらも一般的には「編入学」とよばれている。編入学とはいったい何なのか。「編入学」と「学士入学」はどう違うのか。編入学の正確な定義が必要である。

そこで、編入学の定義をいくつか見てみよう。斎藤諦淳編著による『開かれた大学へ』は、「編入学とは、大学における4年間のカリキュラムの初めの部分を省いて、途中から履修すべく入学することで、いわゆる途中年次への入学のことである」と定義した上で、「大学とは異種の学校の卒業者等の編入学については、学校制度の体系を乱すおそれがあること等から、法令上の根拠が必要である」と述べている⁵⁾。「学校制度の体系を乱す」とはぜひぶん物騒な表現である。

日本私立大学協会が発行した『学部教育・研究を中心とした教務事務ハンドブック—1997年度版—』によると、編入学とは「教育課程の途中で入学すること」であり、短大、高専など4年制大学以外の学校を卒業した者が入学する場合は、「法令に規定する卒業要件の例外」となるので、「別の根拠法令」に規定されていると記している⁶⁾。

ここでいう「法令に規定する卒業要件」とは、学校教育法第55条の「大学の修業年限は4年とする」という規定、および大学設置基準第32条の「卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする」という規定である。なお、学校教育法第69条の2には「前項に掲げる目的をその目的とする大学〔短大のこと〕は、第55条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする」となっている。

ところで、短大から大学への編入学の規定は、遡れば昭和24年5月の学校教育法改正の際の付則第110条に規定されたのが最初である。それによると、「前条に規定する大学〔短大のこと〕を卒業した者が第55条に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算する

ことができる」と書かれている。

以上のことから、編入学とは法令に規定する「卒業要件の例外」であり、学校教育法の編入学の規定は例外としての「修業年限の通算」を定めているということがわかる。

(3)狭義の編入学と広義の編入学

では、学士入学の根拠はどこにあるのか。大学中退者の編入学は不可能なのか。

たしかに、それらは厳密にいうと「編入学」ではない。たとえば「再入学」とか「転（入）学」、あるいは「転（学）部」、「転（学）科」という表現が正しいのであって、「編入学」といえるのは「修業年限の通算」が必要な場合だけである。それなら、「再入学」、「転（入）学」、「転（学）部」、「転（学）科」などはなぜ行うことができるのか。

この問題について、文部省（当時）の担当官が、雑誌のインタビューに答えて次のように述べている⁷⁾。「A学校とB学校が同じ学校種の場合、例えば大学から大学に移る場合は、途中年次への入学ではありますが、『編入学』ではなく『転学』という言葉を使います。基本的に編入学というのは例外規定ですから、大学—大学間のように、移れることが当然のものについては特に触れる必要がないわけです。」つまり、学校教育法に規定された編入学とは、種類の異なる上位（適切な表現ではないが）の学校への途中入学のことであり、同一種類の学校間の異動（学籍の変更なので、移動ではなく異動を用いる）については、修業年限の通算が行われるのが当然で、特別な規定は必要なく、自由に異動できるという解釈なのである。

表2 広義の「編入学」と狭義の「編入学」

前学 編入先	大学		短期大学		高等専門学校		専門学校	
	卒業 (学士)	中途退学	卒業 (準学士)	中途退学	卒業	中途退学	修了	中途退学
大学	再入学 (学士入学)	狭義の再入学 転(入)学 転(学)部・転(学)科	狭義の編入学 (学校教育法第69条の2⑧)	× (B)	狭義の編入学 (学校教育法第70条の9)	× (C)	狭義の編入学 (学校教育法第82条の10)	× (C)
短期大学	× (A)	× (B)	再入学	狭義の再入学 転(入)学 転(学)部・転(学)科	狭義の編入学 (学校教育法第70条の9)	× (C)	狭義の編入学 (学校教育法第82条の10)	× (C)

そうすると、表2の通り、法令上に規定される編入学—これを「狭義の編入学」という—は、短大の卒業者が大学へ、高専の修了者が大学・短大へ、専門学校の修了者が大学・短大へというコースだけである。それ以外の、たとえば大学卒業者が大学へ学士入学する場合は「再入学」、中退後に同一大学または他大学の途中年次に入学する場合は「狭義の再

入学」、中退と同時に他大学の途中年次に入学する場合は「転（入）学」、同一大学内で他学部・他学科に異動する場合は「転（学）部」あるいは「転（学）科」となる。短大から短大への異動についても、大学と同様である。

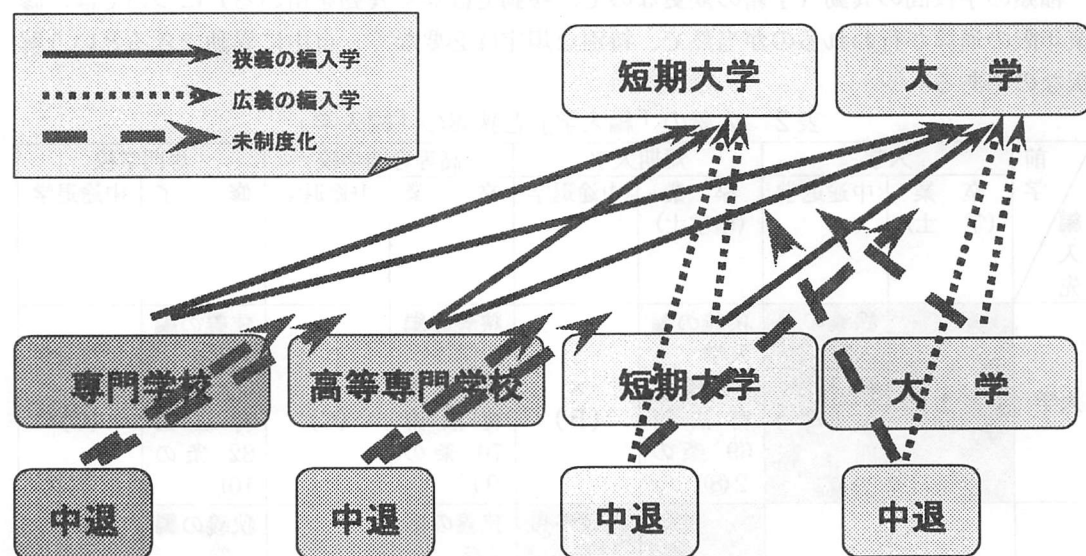
このように、一般に「編入学」（これを「広義の編入学」という）とっているが、それは「狭義の編入学」（表2の薄い網掛け部分）とそれ以外の「再入学」、「転（入）学」、「転（学）部」、「転（学）科」など（濃い網掛け部分）に分けられる。

3. 編入学制度の問題点とその改革方策

(1) 編入学制度の問題点

そこで問題になるのが、第一に、種類の異なる下位（これも適切な表現ではないが）の学校への途中入学、すなわち大学卒業者の短大への編入学である（表2のA）。これは、異種学校間の異動であるが、学校教育法に定められていないので認められていない。また、第二に、種類の異なる学校への異動は、中途退学者には認められない（表2のB、C）。これらは学校教育法に規定された「狭義の編入学」には当たらないし、異種学校間の異動なので、学則等による異動もできないはずである（図1）。

図1 狭義の「編入学」と広義の「編入学」の概念図



さらに、第三に、大学評価・学位授与機構によって学士の学位が授与されても、それだけで大学への編入学資格が認められるわけではない、という事実はあまり知られていない。大学評価・学位授与機構が行う学位授与には、短大・高専の卒業者で大学等においてさらに一定の学修を行った者に対する学位授与と、省庁大学校に置かれる大学・大学院相当課程の修了者に対する学位授与という2つの類型がある⁸⁾。このうち、前者はもともと基礎資格として短大・高専の卒業資格があるので問題ないが、後者には編入学資格は認められない。それは、「学位」と「卒業（または修了）」とは異なる概念だからである。つまり、編入学とは「修業年限の通算」だから、たとえ「学位」が与えられても「法令に規定する

卒業要件（４年以上在学）」は満たしていないと考えられる。ところが、大学校等の修了者には、「学位」とは関係なく、大学院および大学の専攻科への入学資格が認められている（昭和 28 年文部省告示第 5 号）。大学院への入学資格が認められるのに、大学学部への編入学資格が認められないというのは一般的な感覚とはかけ離れているといわざるをえない。しかも、１年次入学の上、既修得単位の認定も行うことができないのである。

このように、編入学制度を厳密に解釈すると、多くの問題点や矛盾がつきつきに出てくる。しかも、それらが一般的な感覚からかけ離れているために、じつは個々の大学等において厳守されていないのが現実である。もちろん、それを厳守せよというつもりは毛頭ない。むしろ常識で考えれば当たり前のことが認められない法律がおかしいのであって、それを変えようというのが筆者の主張である。

(2)改革方策

そこで、高等教育機関における編入学制度の改革方策として、以下の三つの方法を提言したい。

第一に、大学卒業者の短大への編入学は認められるべきである。学校教育制度の体系は、常に「下から上へ」という発想で統一され、大学を一度卒業した者が短大に入るケースは想定していない。実際、通学制の大学では考えにくいことかもしれないが、社会人の再教育機関となっている通信制（大学通信教育）では珍しいことではない⁹⁾。そこで、学校教育法およびその施行規則に、大学卒業者の短大への編入学を認める規定を新たに設けることが考えられる（表 2 の A）。

第二に、さらに踏み込んで、短大から大学への編入学を規定した学校教育法第 69 条の 2 ⑧および同法施行規則第 70 条の 3 を削除するという方法が考えられる。そもそも短大は学校教育法上、大学の一形態であり、大学と同一学校種のはずである。学校教育法第 1 条（学校の範囲）には、「短期大学」という概念はなく、短大は大学の中に含まれる。そうであれば、短大から大学へ、あるいは大学から短大への学籍の異動は、同一学校種なのだから法令上の根拠を待つまでもなくできる。この方法であれば、卒業者だけでなく、中退者も異動が可能になる（表 2 の A、B）。もちろん、同一学校種間の異動なので厳密には「編入学」とはいえないが、それは大きな問題ではない。ただし、大学と短大は同一学校種だとしても、修業年限が異なる。編入学とは「修業年限の通算」であるという考え方からすれば、問題が残るかもしれない。

第三に、学校教育法および同施行規則から編入学に関する一切の規定を削除するという方法も考えられる。これによって、高専や専門学校も含めたすべての高等教育機関の間で、卒業、中退の区別なく、学習者の自由な異動が可能になるはずである（表 2 の A、B、C）。

4.おわりに

平成 9 年 12 月の大学審議会答申「高等教育の一層の改善について」には、高等教育の改善のための方策の一つに「学生の流動性（選択の幅）を高める工夫」があげられている¹⁰⁾。また、平成 12 年 11 月の大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」では、「高等教育と社会との往復型の生涯学習の推進」というテーマが掲げられた¹¹⁾。学生の流動性（選択の幅）を高め、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進

するためには、より一層の規制緩和が必要であり、またそれを拒む積極的な理由は見当たらない。

大学審議会を引き継いだ中央教育審議会大学分科会等において、今後この問題の検討が行われることを期待したい¹²⁾。

注記・引用文献

- 1) 英語圏では、「収束」とか「収斂」を意味する“convergence”が使われている (Tait, Alan & Mills, Roger, *The convergence of distance and conventional education: patterns of flexibility for the individual learner*, Routledge, London & New York, 1999.)。しかし、筆者は「ボーダレス化」のほうが事態をうまく言い表していると思う。
- 2) 大学院では、「遠隔授業」によって修得できる単位数の上限は決められていない (ただし、研究指導は直接の対面で行うことが原則とされている)。信州大学大学院工学研究科は、すべての授業をインターネットで行う「通学制」の大学院を平成 14 年 4 月からスタートした。
- 3) 原一雄「編入制度の基本原則と運用上の障壁」『一般教育学会誌』第 14 巻第 2 号、平成 4 年 11 月、pp.10-13。なお、斎藤諦淳編著『開かれた大学へー大学の開放及び大学教育改革の進展ー』（ぎょうせい、昭和 57 年 5 月）は、編入学も含めた「開かれた大学」を支える諸制度について解説している。また、『編入学定員の設定ーその教育的展開と経営評価』（地域科学研究会、平成 8 年 2 月）には、編入学の実態、その拡充方策、単位認定制度等に関する論考が収められている。
- 4) たとえば、日本私立短期大学協会教務研究委員会編『短期大学教務必携（第五次改訂版）』（日本私立短大学協会、平成 12 年 11 月）には、「短期大学への編入を認めた法規はない」（163 頁）と書かれている。
- 5) 斎藤、前掲書、p.50。
- 6) 日本私立大学協会大学教務研究委員会大学改革問題検討部会編著『学部教育・研究を中心とした教務事務ハンドブックー1997 年度版ー』（日本私立大学協会、平成 10 年 3 月、p.84
- 7) 『ドリコムアイ』日本ドリコム、平成 11 年 1 月号、p.11（新木聡文部省高等教育局専門教育課企画係長（当時）へのインタビュー）
- 8) 『学位授与 10 年のあゆみ』大学評価・学位授与機構、平成 13 年 9 月、pp.39-52。
- 9) 平成 12 年度に短期大学の通信教育課程に入学した学生の中で、大学卒、短大卒、高専卒、およびそれらの中退者、さらに専門学校修了者を含めた高等教育機関の経験者は全体で 13.7%（男性 7.9%、女性 15.0%）を占めている。そして、編入学資格を満たしていないという理由で、その 3 分の 1 程度が 1 年次入学をしていると推測される（私立大学通信教育協会『平成 12 年度入学者調査』平成 13 年 4 月、による）。
- 10) 大学審議会「高等教育の一層の改善について（答申）」平成 9 年 12 月 18 日
- 11) 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」平成 12 年 11 月 22 日
- 12) 中央教育審議会大学分科会制度部会の平成 14 年秋以降の審議予定の中に、「短期大学・高等専門学校の在り方（学位の在り方を含む）」が含まれている。